

公益財団法人北九州霊園永代供養墓「壽陵堂」使用規程

平成 24 年 12 月 1 日改正

平成 25 年 9 月 2 日改正

令和 3 年 12 月 3 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人北九州霊園（以下、「霊園」という。）が設置する合葬式永代供養墓「壽陵堂」（以下、「永代供養墓」という。）の納骨及び管理並びに祭祀に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第 2 条 永代供養墓は、焼骨を納めるほか、祭祀に供する以外は使用できない。

(使用資格)

第 3 条 永代供養墓は、国籍、宗教の如何を問わず、霊園の承認を受ければ、誰でも使用できる。

(施設)

第 4 条 永代供養墓には焼骨を収めている骨壺を安置する納骨棚と骨壺から焼骨を取り出し合祀する合同納骨室を設ける。

2 永代供養墓の前庭に個人の俗名を小石版に彫字した墓誌を設ける。

3 納骨棚の祭壇側最上段に位牌壇を設ける。

(使用料及び管理料)

第 5 条 永代供養墓の使用申込者は、使用料として、永代使用料及び永代管理料を前納しなければならない。

2 永代管理料は、永代供養墓の維持管理（祭祀を含む。）及び環境整備のための費用に使用するものとする。

3 前各項に定める永代使用料及び永代管理料は、第 6 条に定める期間に対する料金とし、北九州霊園永代供養墓「壽陵堂」使用細則（以下、「使用細則」という。）に定める。

(使用期間)

第 6 条 有遺骨の場合は、納骨日から 33 年間、骨壺にて納骨棚に安置し、期間経過後は、永代供養墓内の合同納骨室に合葬する。

2 生前申込の場合は、

(1) 使用許可日から 40 年以内に納骨したときは、納骨日から 33 年間、骨壺にて納骨棚に安置し、33 年間経過後は、永代供養墓内の合同納骨室に合葬する。

(2) 使用許可日から 40 年を経過して納骨するときは、直ちに合同納骨室に合葬する。

3 霊園は、期間経過に伴う合同納骨室への合葬については、使用申込者及び代理人の承諾を得ないで実施することができる。

(使用申込)

第7条 永代供養墓の使用申込を行う者は、合葬式永代供養墓使用申込書（様式第1号）を霊園に事前に提出し、許可を受けなければならない。なお、申込方法等は使用細則に定める。

2 位牌壇の使用等は使用細則に定める。

（本人確認）

第8条 申込や返還及び霊園における手続き等において、本人確認のため、原則、写真付の書類（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、障害者手帳等）にて本人確認を行う。

（使用許可証書）

第9条 合葬式永代供養墓使用許可証書（以下、「使用許可証書」という。）は、永代使用料及び永代管理料を前納した後、交付する。

2 使用許可証書を紛失又は汚損した場合あるいは記載内容に変更が生じたときは、速やかに届け出て、再交付を受けなければならない。

（使用許可証書の再交付）

第10条 前条第2項の再交付を受ける場合、永代供養墓使用許可証再交付申請書（様式第2号）に添付書類及び再交付手数料として3,000円に消費税を加えた額を添えて再交付を受けるものとする。

（納骨の手続き）

第11条 焼骨を永代供養墓に納めるときは、法令に定める市・区町村長等の発行する埋（火）葬又は改葬許可書に霊園所定の合葬式永代供養墓納骨申請書兼承認書（様式第3号）に使用許可証書を添えて霊園に事前に提出し、承認を受けなければならない。

（補償及び補修）

第12条 使用申込者とその責に帰すべき理由により、霊園及び永代供養墓の施設等を毀損し、又は滅失したときは、使用申込者の責任と負担により補償又は補修しなければならない。

（生前の使用申込者の義務）

第13条 使用申込者は、使用申込時に納骨するために必要な代理人を1名以上選定し、その承諾を得たうえで霊園に届出なければならない。

2 使用申込者及び代理人の氏名・本籍・住所・電話番号等に変更が生じた場合は、遅滞なく合葬式永代供養墓（使用申込者・代理人）住所等変更届（様式第4号）を使用申込者は添付書類を添えて霊園に届出なければならない。

3 使用申込者が代理人を変更する場合は、合葬式永代供養墓代理人変更届（様式第5号）を遅滞なく霊園に届出なければならない。

（代理人の義務）

第14条 代理人は、合葬式永代供養墓使用申込書に搭載した使用申込者の納骨を行う代理人として誠実に対応しなければならない。

2 代理人は、氏名・本籍・住所・電話番号等に変更が生じた場合は、遅滞なく使用申込者に届出なければならない。

（改葬及び分骨）

第 15 条 既に他の墓所に埋葬されている焼骨を改葬するときは、合葬式永代供養墓納骨申請書兼承認書に使用許可証書及び市・区町村長等の発行する許可証を、分骨の場合は、当該霊園管理者等が発行する分骨証明書を添えて霊園に提出しなければならない。

(他墓所への改葬及び分骨)

第 16 条 納骨棚に埋葬されている焼骨の他墓所への改葬及び分骨は、改葬・分骨承認申請書(様式第 6 号)により霊園に申請するものとする。また、分骨については、霊園が分骨証明書(様式第 7 号)を交付する。なお、位牌を収蔵している場合の改葬は、位牌も焼骨と一緒に移動させなければならない。

(合葬後の焼骨の所有権)

第 17 条 合葬後の焼骨の所有権は、霊園に帰属するものとし、以後の改葬及び分骨はできない。

(使用権の売買等の禁止)

第 18 条 納骨棚の使用権は、他の者に売買、譲渡、又は貸与はできない。

(使用権の承継)

第 19 条 使用権者に限る納骨棚の提供であるため、使用権は承継できない。

(納骨棚の返還及び帰属)

第 20 条 使用権者は、納骨棚を使用しなくなったときは、合葬式永代供養墓納骨棚返還届(様式第 8 号)と共に使用許可証書及び納骨棚を返還しなければならない。

2 使用権者は、使用許可を取り消されたときは、使用許可証書及び納骨棚を返還しなければならない。

3 納骨されている場合は、使用申込者又は代理人は、速やかに骨壺及び位牌が収蔵されているときは位牌を引き取らなければならない。

4 返還された納骨棚は、霊園に帰属する。

(使用許可の取り消し)

第 21 条 次のいずれかに該当するときは、霊園はいつでも納骨棚の使用許可を取り消すことができる。

(1) 許可目的以外に納骨棚を利用したとき。

(2) 使用申込者が有償無償にかかわらず第三者に売買、譲渡又は転貸したとき。

(3) 使用申込者が所在不明になって 3 年を経過したとき。

(4) 本規程に違反したとき。

(管理及び祭祀の実施)

第 22 条 霊園は、使用権者の焼骨を使用許可した棚に収め適切に管理する。

2 霊園は、盆及び春・秋の彼岸月には、永代供養墓の合同供養を行い、合同納骨室に合祀された場合も引き続き、祭祀を執り行う。

(使用料・管理料の返還)

第 23 条 使用申込者の事情による納骨棚の返還については、既納の永代使用料及び永代管理料は返還しない。ただし、特段の事情があると霊園が認めた場合の永代使用料等の返還は、使用細則に定める。

(不可抗力等による事故の責任)

第 24 条 天災地変等の不可抗力並びに第三者による行為によって生じた永代供養墓の被害について、霊園は一切その責任を負わない。

(規程に定めのない事項)

第 25 条 この規程に定めのない事項が生じた場合は、法令の定めによるほか、その都度理事会が定める。

(規程の改正)

第 26 条 法令が改正されたとき、その他必要がある場合は、理事会はこの規程を改正することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3 年 12 月 3 日から施行する。